

東京都市計画区域区分の変更（東京都決定）

東京都市計画区域区分を次のように変更する。

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

計画図表示のとおり

理 由： 埋立事業のしゅん功に関する認可等を受けている区域について、令和元年
10月に江東区及び大田区への帰属が決定し、また、上位計画等に基づき、計
画的かつ適正な土地利用の誘導が図られていることから、市街化区域への編入
を行うものである。

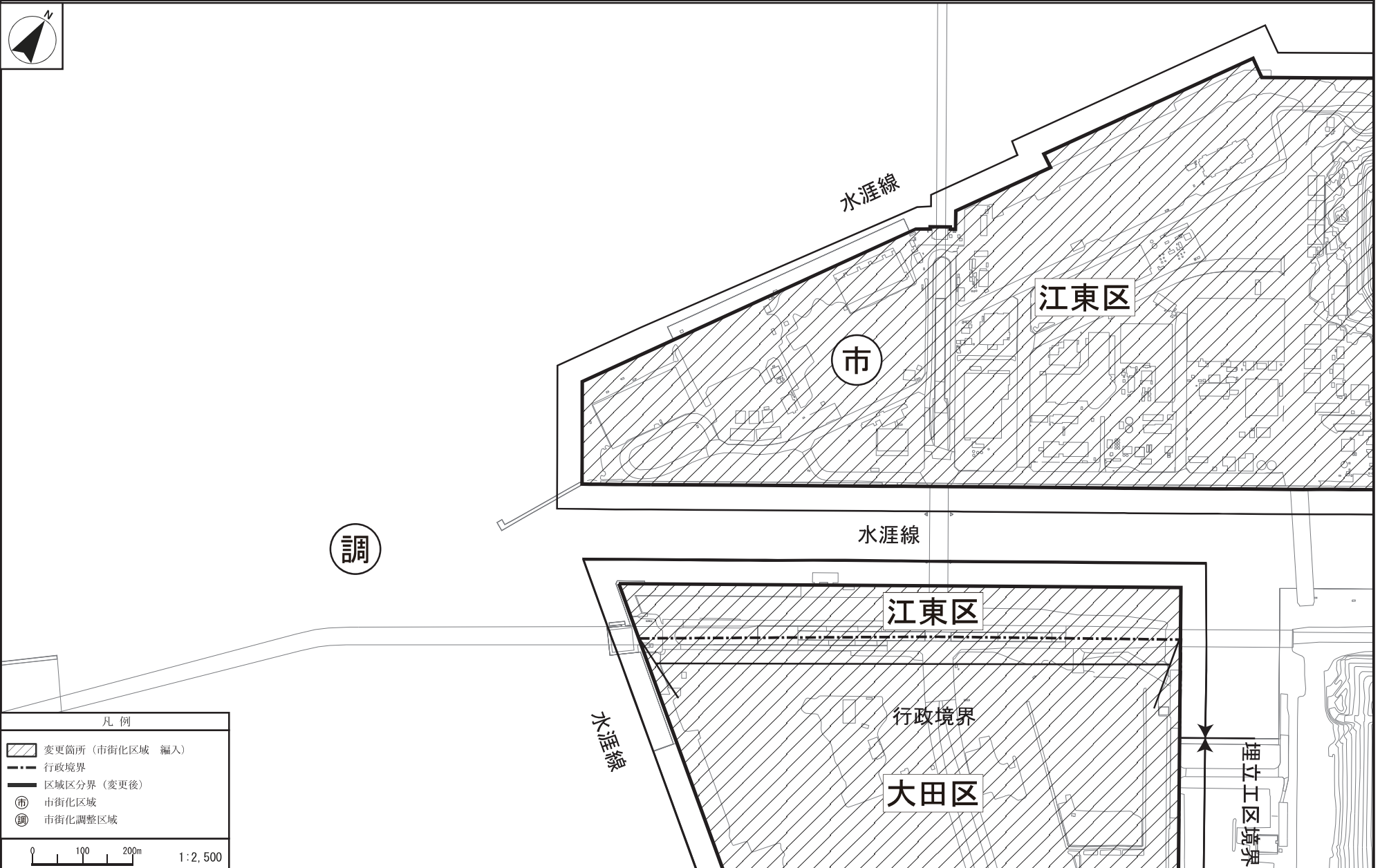
変更概要

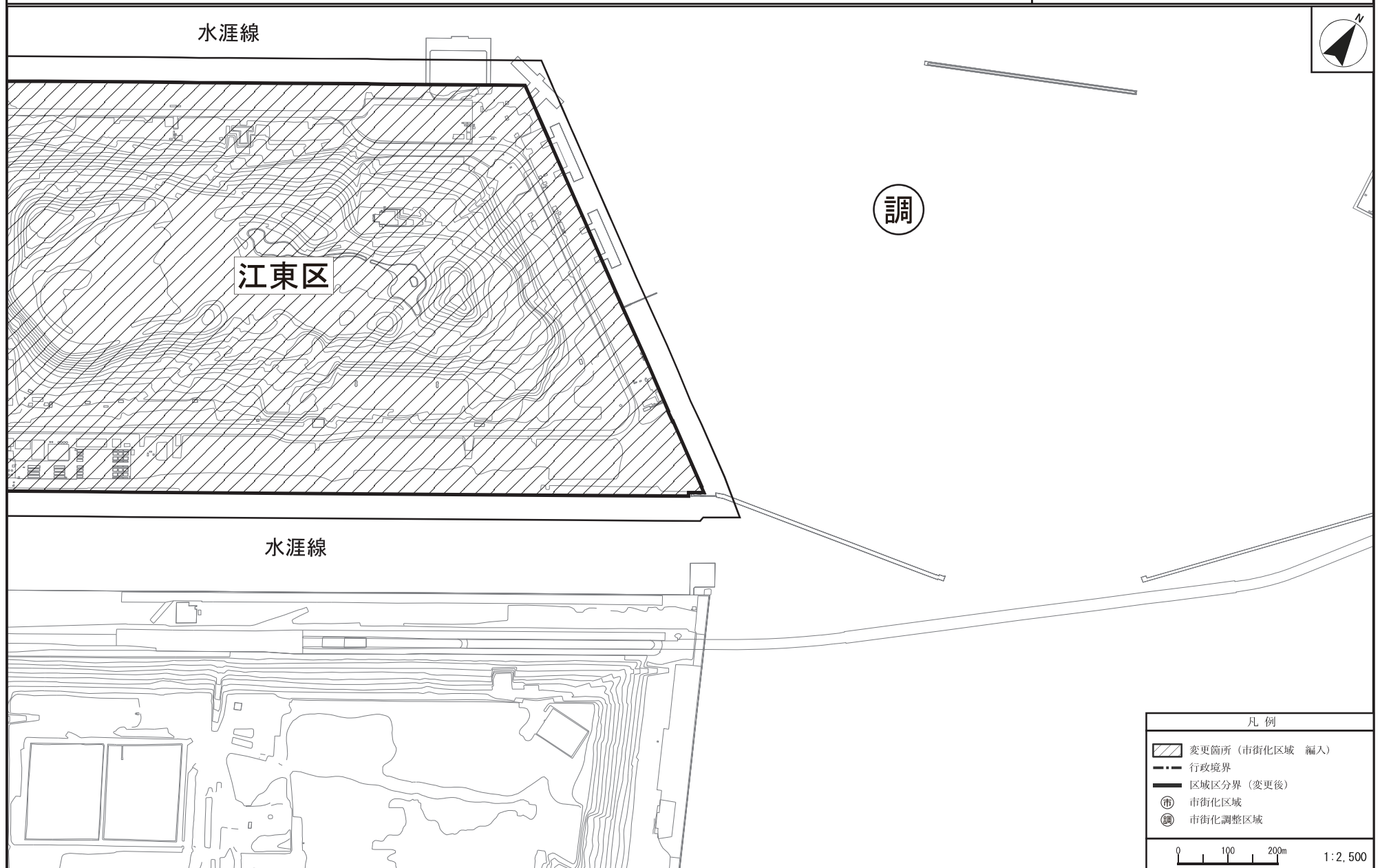
変更箇所	変更前	変更後	面積
江東区海の森一丁目、 海の森二丁目、海の森 三丁目、大田区令和島 一丁目及び令和島二丁 目各地内並びに江東区 海の森三丁目地先	市街化調整区域	市街化区域	約304.2ha

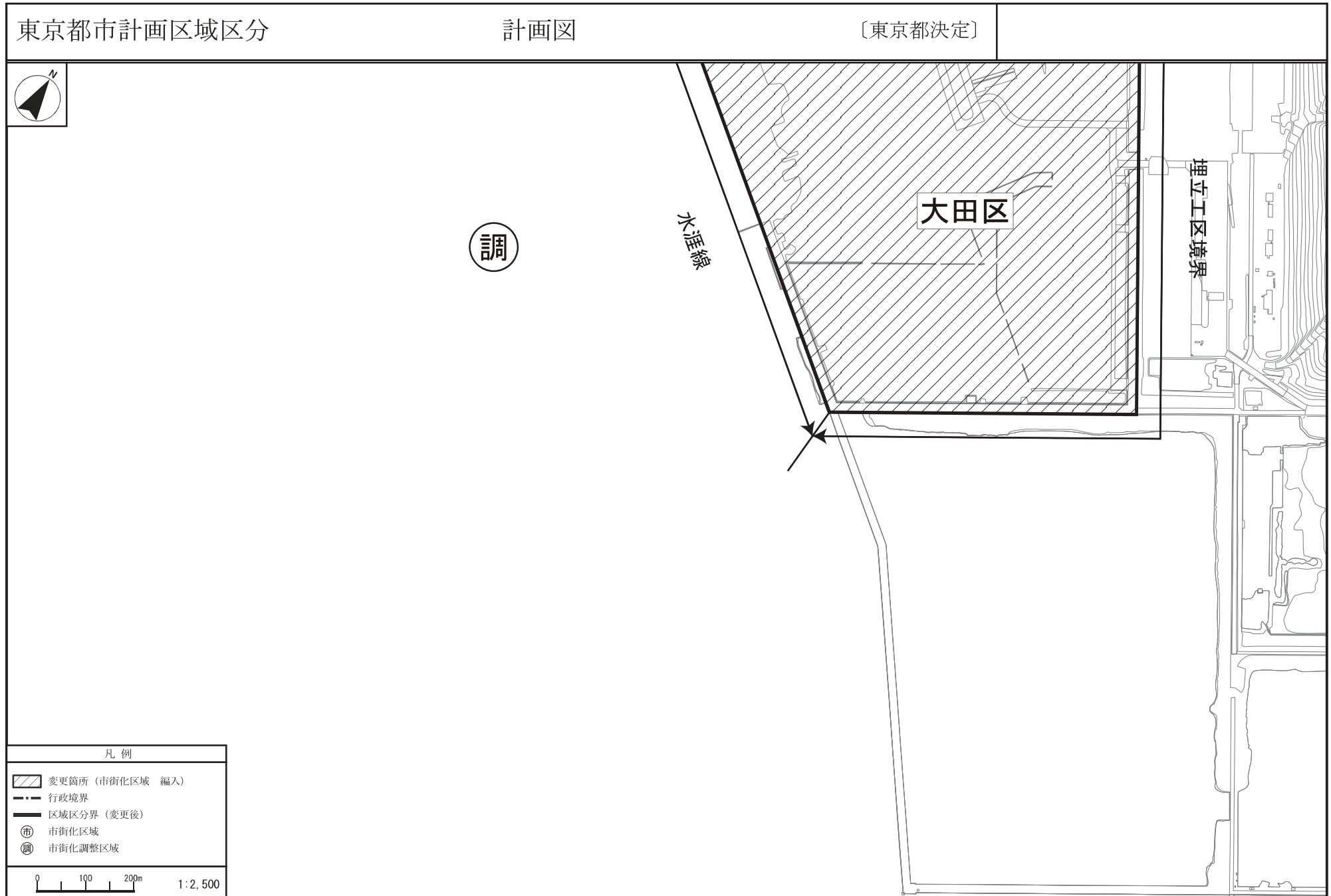
（参考）人口フレーム

（千人）

年 次		2015 年	2030 年
区 分			
都市計画区域内人口		9,273	9,956
	市街化区域内人口	9,273	9,956
	配分する人口	9,273	9,956
	保留する人口	－	－
	（特定保留）	－	－
	（一般保留）	－	－







この地図は、国土地理院長の承認（平29国地関公第444号）を得て作成した東京都地形図（1:2,500）を使用（5都市基交第747号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。